

小美玉市男女共同参画推進計画

いろいろとりどりパレットプラン

平成26年度進捗状況

(年次報告書)



小美玉市

平成26年度小美玉市男女共同参画推進計画 「いもとりどりパレットプラン」の進捗状況

(目的)

いもとりどりパレットプランを推進する基本目標を掲げ、小美玉市における男女共同参画施策の方向性を明らかにし、施策の展開を推し進めているところですが、その着実な推進を図るために、平成26年度の実施状況を調査・自己評価をし、次年度の事業計画に反映することにより、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進を図る。

- この報告書は、平成22年3月に策定された小美玉市男女共同参画推進計画 「いもとりどりパレットプラン」の進捗状況の具体的な取組(事業)の進捗状況をお知らせするものです。
- 小美玉市男女共同参画推進計画 「いもとりどりパレットプラン」の計画期間は、平成22年度から平成31年度の10年間になっており、今回は平成26年度末の各事業内容についての取組の実績及び平成27年度の事業予定の報告となります。
- 報告書の担当課については、策定された計画書とは違う場合があります。この年次進捗状況報告書の中では、組織機構改革及び事務分掌等の見直しに柔軟に対応することとし、現在の担当課が報告するものとして記載されています。

実施状況		割合
A：実施した(一部実施も含む)	57	98.3%
B：検討は行ったが実施には至らなかった	0	0.0%
C：検討も実施もしなかった	1	1.7%

取組評価		割合
1：計画以上に達成できた	0	0.0%
2：ほぼ計画通りにできた	57	98.3%
3：計画には及ばなかった	1	1.7%

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
①	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①男女共同参画社会の実現について共に語り合い、共に考える場を設けることを目的に『おみたま男女共同参画推進フォーラム』を多くの住民が参加できるよう休日に開催しました。来場者数：約400人（市民協働課）</p> <p>②県女性プラザ（レイクエコー）で行われる著名人による公開講演について、市の男女共同参画推進事業として組み込み、休日に公用バスを用意し、多くの市民が参加できるよう配慮しました。</p> <p>実施回数：3回（内市バス2回利用） 参加人数：51人（市民協働課）</p> <p>（取り組み内容により、I-2-②へ移項） （社会福祉課）</p>	2	<p>①講演会、講習会の開催にあたっては、男女共同参画や人権についてわかりやすい内容と充実したプログラムを取り入れ、開催にあたっては、開催日時、場所に配慮し、多くの方に参加できるよう、参加促進に努めます。（市民協働課）</p> <p>②引き続き、多くの市民が講演会や講習会へ参加できるよう配慮します。（市民協働課）</p> <p>（取り組み内容により、I-2-②で設定） （社会福祉課）</p>
②	各種媒体による広報、啓発活動の推進	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①男女共同参画・人権問題に関する情報について、広報紙への掲載を行いました。また啓発ポスターの掲示や情報紙、パンフレットの配布を公共施設などで行いました。（市民協働課）</p> <p>①人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等情報の提供を行いました。（社会福祉課）</p> <p>②人権擁護委員の啓発および活動支援に取り組みました。（社会福祉課）</p>	2	<p>①引き続き、広報紙、市ホームページによる啓発活動や情報紙やパンフレットの配布などを行います。（市民協働課）</p> <p>①パンフレットの配布や人権相談等に関する回覧等各種媒体を活用した情報提供に努めます。（社会福祉課）</p> <p>②人権擁護委員の活動等を支援すると共に、人権擁護のマスコットキャラクター等を活用するなどしながら、広く人権擁護の理念の普及に努めます。（社会福祉課）</p>
③	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	市民協働課 社会福祉課	A	<p>①男女共同参画・人権問題に関する情報について、広報紙への掲載を行いました。また啓発ポスターの掲示や情報紙、パンフレットの配布を公共施設などで行いました。（市民協働課）</p> <p>②啓発図書やDVDについてのデータベース化を行い、貸出業務を実施しました。市ホームページで公表しました。（市民協働課）</p>	2	<p>①引き続き、広報紙による啓発活動や情報紙やパンフレットの配布などを行います。（市民協働課）</p> <p>②引き続き、啓発図書やDVD等でのデータベース化を進め公表します。（市民協働課）</p>

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

重点目標2 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進

施策の方向性 ①家庭教育における教育・学習機会の充実

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 各種媒体による広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	学校教育課 指導室(教)	A	①県のパンフレットを活用し、学年学級懇談会の折に、保護者への啓発を図りました。(学校教育課・指導室)	2	①保護者が集う保育参観や学級懇談の機会を利用して保護者への啓発を行います。(学校教育課・指導室)
② 家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	① 夫婦向けセミナーの開催 ・保護者や家族を対象に、ジェンダーにとられない育児や家庭教育に関するセミナーを開催します。 ② 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、生活技術の取得を支援します。	健康増進課 生涯学習課	A	①ハローベビー教室「育児編」について夫婦で参加できるよう配慮し休日開催としました。 実施回数：4回 参加人数：63人(健康増進課) ②青少年育成団体による家族を対象とした料理教室「ファミリークッキング」を実施。広報誌等により募集を行った。実施回数：2回(8月17日・1月18日)参加人数：64人(生涯学習課)	2	①夫婦で参加しやすいよう配慮し、引き続き12回のうち6回休日開催を設け実施します。(健康増進課) ②H27年度も料理教室を実施(2回)予定。(生涯学習課)
③ 家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	学校教育課 指導室(教)	A	①PTA総会や運動会、収穫祭や文化祭など、児童生徒の学習の成果等を保護者に参観してもらおう行事は、土曜日や日曜日に開催しました。また、懇談会は平日の午後に実施することがほとんどですが、できるだけ早い時期に開催日時を保護者に知らせよう配慮しました。(学校教育課・指導室) ②青少年育成団体による家族を対象とした料理教室「ファミリークッキング」を実施。広報誌等により募集を行った。実施回数：2回(8月17日・1月18日)参加人数：64人(生涯学習課)	2	①引き続き曜日や時間帯に配慮しながら行事を組むようにするとともに、平日開催にせざるを得ないものについては、1ヶ月前までに保護者にお知らせをするよう努めます。(学校教育課・指導室) ②H27年度も料理教室を実施(2回)予定。(生涯学習課)

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

重点目標Ⅱ 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進

施策の方向性 ②保育所、幼稚園、学校等における教育・学習機会の充実

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定	
			実施状況	取組の実績	取組評価		
①	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	学校教育課 指導室(教)	A	①小学校の段階からキャリア教育を進めており、特に中学校では1年生での職場見学、2年生での3～5日間の職場体験を実施し、働くことの意義等についての理解を深めることができるよう努めました。(学校教育課・指導室)	2	①中学校での職場体験学習をより一層充実させることができるよう、事業の趣旨を理解するとともに、中学生を受け入れてくれる職場の開拓を一層進めます。(学校教育課・指導室)
②	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにとつた行動が取れるよう、人権擁護委員による人権教室を開催します。	学校教育課 指導室(教) 社会福祉課	A	①学校において人権擁護委員による人権教室を開催しました。(社会福祉課) ①中学生を対象に人権に関する作文等の作成を依頼するなどして、人権意識の高揚を図りました。(社会福祉課) ①道德の時間、学級活動や授業の中での活動などで、男女が協力して学習や生活をしていくことの重要性を学年段階に応じて指導しました。(学校教育課・指導室)	2	①引き続き、人権教室の開催や中学生を対象に人権に関する作文等の作成を依頼するなどして人権教育について学ぶ機会の充実に努めます。(社会福祉課) ①引き続き、学校等における男女共同参画・人権教育について学ぶ機会の充実に努めます。(学校教育課・指導室)
③	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し (男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等) ・ジェンダーを無意識のうちに児童・生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教)	A	①公立保育所が廃園となったため、事業実績なし。(子ども福祉課) ①男女混合名簿は市内の保育園、幼稚園、小中学校で実施しています。生活や学習面でのグループ活動についても男女混合班で活動することが定着しています。教室環境面での配慮も行っています。(学校教育課・指導室)	2	①公立保育所が廃園となったため、事業予定なし。(子ども福祉課) ①引き続き、男女平等に基づいた教育の推進や学習・保育環境の整備に配慮していきます。(学校教育課・指導室)
④	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ② 男女共同参画の視点に立った進路指導に関する研修の開催 ・保育士や教職員の指導力向上のための研修を積極的に行います。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教)	A	①公立保育所が廃園となったため、事業実績なし。(子ども福祉課) ①校内研修の年間指導計画の中に人権教育に関する研修の機会を設け、県から配布される人権教育指導資料をもとに研修を行いました。また、市教委主催による教職員対象の人権教育研修会を開催し、人権教育に関する理解啓発を図りました。(学校教育課・指導室) ①市内の全中学校に進路指導主事を配置しています。進路指導に関する研修は各学校毎に研修を実施しました。(学校教育課・指導室)	2	①②公立保育所が廃園となったため、事業予定なし。(子ども福祉課) ①引き続き、教育関係者に対し、人権教育に関する研修や男女共同参画の視点に立った研修の充実を図っていきます。(学校教育課・指導室)

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

重点目標Ⅱ 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進

施策の方向性 ③生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実

施策		施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
				実施状況	取組の実績	取組評価	
①	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	<p>① 自治会や各種団体等への出前講座の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、人権問題の正しい理解と認識を深め、互いに人権を尊重できるよう出前講座を開催します。 <p>② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座の開催にあたっては、対話形式を取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 <p>③ 講師の派遣協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた知識、技能、経験等を持つ人材情報を収集します。また、登録制度を設け、市民への情報提供を行います。 	秘書広聴課 市民協働課 社会福祉課 生涯学習課	A	<p>②各公民館において、市民講座を開設。各講座においては新規参加者が気軽に参加できるよう、講座募集のチラシに出来るだけ情報を掲載。男女の区別無く参加しやすい環境を心がけました。（生涯学習課）</p> <p>②市長が女性から幅広く意見を聴取する「女性サロン」は、市内女性団体（ハーモニー連絡会）を中心に開催しており、参加者がそれぞれが抱える問題や要望等を気軽に伝えられる機会となりました。（秘書広聴課）</p> <p>③講座等で蓄積された講師等の情報を要望があれば情報提供できる体制を整えています。（生涯学習課）</p>	2	<p>②例年どおり市民講座・出前講座を実施いたします。また、男女並びに年齢構成が偏らないよう講座内容の工夫を行います。（生涯学習課）</p> <p>②ハーモニー連絡会と市長との対話の機会を増やして、より多くの女性に市政への関心を持っていただくよう努めます。（秘書広聴課）</p> <p>③講師情報の整備を行い、情報提供できる体制を整えていきます。（生涯学習課）</p>
②	学習環境の整備	<p>① 研修会・講習会等の開催日時や場所の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう開催日時、場所に配慮します。 <p>② 研修会・講習会に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市ホームページ等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。 	市民協働課 生涯学習課	A	<p>①レイクエコーで行われる著名人の講演会は、土日祝日に開催されることも多く、公用バスを使用して市内3ヵ所を巡回送迎して参加しました。（市民協働課）</p> <p>①H26年度においても高齢者大学を各地区で開催し、高齢者が参加しやすい環境を心掛けました。（小川地区：実施回数42回、参加者370人・美野里地区：実施回数1回、参加者89人・玉里地区：実施回数12回、参加者193人）（生涯学習課）</p> <p>②講習会等に関する情報については、広報紙並びにチラシ、市ホームページ等で随時掲載し情報提供に努めています。（生涯学習課・市民協働課）</p>	2	<p>①高齢者大学事業について各地区単位での開催を継続して実施いたします。（生涯学習課）</p> <p>①引き続き、研修会・講演会等の開催日時や場所・交通機関について、配慮して行きます。（市民協働課）</p> <p>②引き続き、広報紙や市ホームページ及び老人会等を通して情報提供を行います。（市民協働課・生涯学習課）</p>

基本目標Ⅰ男女共同参画意識を広める
重点目標3 国際社会への参画

施策の方向性 ①国際理解と国際交流の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 学校教育における教育内容の充実	<p>① 学校での国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の世代を担う児童・生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。 <p>② 外国語指導助手（ALT）の招聘、交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語学の習得だけではなく、児童・生徒が外国への理解を深め、国際感覚を身につける機会として、毎年姉妹都市から招聘している外国語指導助手（ALT）を積極的に活用します。 	市民協働課 学校教育課 指導室(教)	A	<p>①②小学校5、6年生の外国語活動では、ALTが担任教師と一緒に指導にあたり、英語及び外国への興味や関心を高める授業を行いました。（学校教育課・指導室・市民協働課）</p>	2	<p>①②引き続き、ALTを積極的に活用しながら、児童のコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解教育の充実に努めます。（学校教育課・指導室・市民協働課）</p>
② 多文化共生の推進	<p>① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について話をしたり交流したりする「場」の提供をします。 	市民協働課	A	<p>①国際交流ひろばの等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流ひろばを開催し、市民と市内在住の外国人を交流させ、多文化共生の推進に取り組んだ。また、姉妹都市訪問団の報告会を取り入れ、市の国際交流のさらなる拡充を図った。 <p>実施回数：1回 実施日：11月22日 参加者：365名</p>	2	<p>①国際交流ひろばの等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流ひろばを開催し、市民と市内在住の外国人を交流させ、多文化共生の推進に取り組んだ。 <p>実施回数：1回 実施日：11月7日</p>
③ 国際交流活動の推進	<p>① 姉妹都市（アメリカ・アピリン市）との交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持ったための国際交流を推進します。 <p>② 国際交流関連団体への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流関連団体の会員確保に努める等、団体の活動を支援し、体制を強化します。 <p>③ 国際交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市に限らず、広く海外都市との交流を促進します。 	市民協働課	A	<p>①姉妹都市との交流推進</p> <p>姉妹都市訪問団の派遣</p> <p>期間：7月22日～8月6日</p> <p>派遣団員数：16人</p> <p>②国際交流団体への活動支援</p> <p>語学ボランティア「国際交流父母の会」</p> <p>「野いばらの会」</p> <p>日本語教室ボランティア「サバイディ」</p> <p>「手と手の会」</p> <p>③国際交流の拡大</p> <p>大人の訪問団の検討</p>	2	<p>①姉妹都市訪問団受入</p> <p>期間：7月14日～7月28日</p> <p>受入団員数：18人予定</p> <p>②引き続き国際交流団体への活動を支援</p>
④ 国際交流に関する情報提供	<p>① 国際交流に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。 	市民協働課	A	<p>①市広報紙・ホームページに掲載し国際交流に関する情報の提供を行った。また、市役所ロビーへ姉妹都市に関する資料の展示をし姉妹都市のPRを行った。</p> <p>新規に市国際交流協会での新聞を発行した他、市民協働課のフェイスブックで情報発信を行った。</p>	2	<p>①引き続き国際交流イベントや国際交流に関する情報を広報紙・市ホームページ及び協会広報紙に掲載。また、フェイスブックでの情報提供を継続する。</p>

基本目標Ⅱ 社会参画を推進する

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性 ①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・審議会等における女性の構成比率を、平成24年度までに35%に引き上げます。なお、平成24年度以降も女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課	A	①審議会等における女性の構成比率はH27.4.1現在で24.9%です。各部署にはあらゆる機会に呼びかけを実施いたしました。審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮すること、女性委員ゼロ審議会の解消を全庁的に呼びかけました。(市民協働課)	2	①引き続き、全庁的に呼びかけを行っていきます。多くの女性に政策・方針決定の場へ参画していただくことを目的として、「小美玉市女性人材リスト」事業進め、市の審議会や委員会等の委員の人材情報として活用していきます。また、ハーモニー連絡会(女性団体連絡会)を女性審議会委員の推薦の場とし、女性委員構成比率のアップを強力に推し進めていきます。(市民協働課)
② 人材の育成	① 講習会の実施 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。	秘書広聴課 市民協働課	A	市長の女性サロンでは、フリートークを中心に進めている。参加者は主体性をもって積極的に話し合いに参加し、自らの言葉で施作に対する意見や疑問について発言した。団体の代表者だけでなく一般会員の参加も促している。(秘書広聴課・市民協働課)	2	引き続き女性サロンを実施し、参加者の拡充に努めたい。(秘書広聴課・市民協働課)
③ 女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ② 講習会の開催 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。	秘書広聴課 市民協働課	A	①関係機関からの男女共同参画や人権問題に関する情報を、広報紙等へ掲載しました。(秘書広聴課) ①国や県等から送付されてくる女性の社会参画の重要性を啓発した情報紙について、市役所にて配布を行いました。(市民協働課) ②市内女性団体(ハーモニー連絡会)を中心に市長が女性から幅広く意見を聴取する「女性サロン」を行い、市政や施策について意見や要望を聴く機会となりました。(秘書広聴課) ②県のスキルアップ事業(センスアップセミナー、ライフプランニング講座、パソコン講座等)について、チラシの配布を行いました。(市民協働課)	2	①引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行い、また女性サロンも開催していきます。(秘書広聴課・市民協働課) ②県内で男女共同参画に関する活動をしている団体や講師を招き、フォーラムを開催し、男女がともに協力し合う気持ちを育てることを目的に、フォーラムを実施します。(市民協働課)

基本目標Ⅱ 社会参画を推進する
重点目標Ⅰ 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性 ②職員の職域拡大、人材育成

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課	A	①昇任選考の際に状況に合わせて検討しました。 管理職への昇任者（H27.4.1現在） ・部長級0名中0名 ・課長級7名中2名 ・課長補佐級10名中2名	2	①管理職への昇任について、性別は選考条件としてはおらず、あくまで職員個々の能力と実績をもとに評価しており、今後もこの方針にもとづいた実証により昇任者が決定されます。その結果として、女性職員においてもその能力に応じた昇任がなされます。
② 職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課	A	①人事配置の際に状況に合わせて適宜実施しました。また、人事異動希望調査の結果を性別に関係なく配置の参考としました。	2	①人事配置については、性別等に関係なく、あくまで職員個々の能力と適正においてのみ検討されるもので、一方の性に偏った職員配置をそもそも意図していないのが現状です。
③ 職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実 ・男女共同参画の視点を行政運営に反映できるよう、より実践的な研修を実施します。	市民協働課 総務課	A	①現代的課題を取り入れた各種の研修に参加または実施しました。 ■庁内) 階層別研修 ・新規採用職員研修1回：16名 ・コンプライアンス研修1回：42名 ・CS向上研修1回：27名 ・新規採用職員フォローアップ研修1回：16名 ■庁内) 全体研修 ・ハラスメント研修1回：336名 ■庁内) その他 ・普通救命講習会1回：75名 ・源泉徴収に関する説明会1回：90名 ■庁外) 自治研修所派遣 ・対話力・表現力スキルアップ研修ほか9講座：延べ104名 ■庁外) 市町村アカデミー派遣 ・固定資産税課税事務（土地）研修ほか2講座：3名（総務課） ②市の男女共同参画推進事業（公開講演やフォーラム等）について、職員に対しても参加を呼びかけ、参加をいただきました（市民協働課）	2	①今年度においても、現代的課題を取り入れた研修を全職員対象に実施します。また、役職や階層別も適宜実施します。（総務課） ②引き続き、市男女共同参画推進事業について、職員にも参加を呼びかけていきます。（市民協働課）

基本目標Ⅱ 社会参画を推進する
重点目標2 地域・社会活動への男女共同参画

施策の方向性 ①地域・社会活動への男女共同参画の推進

施策		施策の内容	担当課	担当課による自己評価			
				実施状況	取組の実績	取組評価	
①	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	A	①広報紙、市ホームページでまちづくり組織団体の活動紹介を定期的に掲載し、市民がまちづくり活動に気軽参加できるよう、積極的に情報発信を行いました。(市民協働課)	2	①まちづくり活動組織へ女性の参画を積極的に促す。(市民協働課)
②	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ② ボランティア養成講座等の開催 ・地域活動への参加を希望しながら、参加経験がない人に向けて、活動内容の紹介や体験機会の提供を行います。	市民協働課 社会福祉課	A	①社会福祉協議会へボランティアセンターに関する事業を委託し、リーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行いました。(社会福祉課) ①まちづくりの担い手の育成 「おみたまふるさと塾」を開催 実施期間：11月～3月(6回) 参加人員：31名(女性8名) (市民協働課)	2	①ボランティアリーダーとなる人材の確保に努めるため、委託により養成講座等を実施するなどしてボランティアリーダーの育成に努めます。(社会福祉課) ①まちづくりの担い手の育成 「おみたまふるさと塾」を開催 実施期間：11月～3月(6回) 参加予定人員：30名 女性の積極的な参加 (市民協働課)
③	地域社会における女性の人材活用	① 地域役員、PTA役員、団体役員等への女性登用の働きかけ ・女性を登用する意義を啓発するため、行政区、PTA、各種団体に対し、講習会や広報活動を行います。 ② 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。 ・リーダー研修会修了者の名簿を作成し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。	市民協働課 生涯学習課	A	①各団体(子ども会育成会、青少年育成団体等)役員への女性参画への働きかけ並びに生涯学習関係の各審議会・委員会への女性委員登用を行いました。(審議会・委員会への女性登用人数20名)(生涯学習課) ①まちづくり認定組織の役員会等において、まちづくり活動への女性参画を積極的に促しました。(市民協働課)	2	①引き続き生涯学習関係団体・審議会・委員会等への女性委員登用に呼びかけを行います。(生涯学習課) ①引き続き、役員会等において、まちづくり活動への女性参画を積極的に促す。(市民協働課)
④	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ② 講習会の開催 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。	秘書広聴課 市民協働課	A	①関係機関からの男女共同参画や人権問題に関する情報を、広報紙等へ掲載しました。(秘書広聴課・市民協働課) また、職場や地域、家庭など、あらゆる分野における活動を通じて、男女共同参画の推進に功績のあった個人・団体・事業所に対して、県が表彰する「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行いました。(市民協働課) ②市内女性団体(ハーモニー連絡会)を中心に市長が女性から幅広く意見を聴取する「女性サロン」を行いました。(秘書広聴課)	2	①②引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行い、また女性サロンも開催していきます。(秘書広聴課・市民協働課) ②女性の社会参画に関する講演会の開催にあたっては、多くの市民に参加いただけるよう広報活動を行います。(市民協働課)

基本目標Ⅲ 生活環境を整備する
重点目標1 子育て、介護環境の整備・充実

施策の方向性 ①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
①	「小美玉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等に基づく子育て支援の拡充	子ども福祉課 学校教育課	A	<p>①市内保育園等による仕事と子育て両立を支援しました。（市内保育園11園、認定子ども園1園） 延長保育・・・・・・11園 一時預かり保育・・・・6園 病後児保育・・・・・・7園 障がい児保育・・・・・・3園 休日保育・・・・・・2園 など （子ども福祉課）</p> <p>②民間保育園における保育内容の充実・向上及び保育サービスの強化を図るため財政支援を行いました。（子ども福祉課）</p> <p>③市立1箇所を新設し、学校の余裕教室より移動したため、環境の良いところで放課後を過ごすことができた。民営も1箇所新設されたので、保護者が利用しやすくなった。 市立1箇所 年間開催日数 285日 民営 6箇所 " 288日 （学校教育課）</p> <p>市内小学校児童を対象に、放課後子どもプランの整備に取り組んでいるところです。利用者は年々増加しており、特に夏季休業中の利用者は更に増加の傾向にあります。事業運営に際し、指導員に対する研修や各プラン間の情報の共有を図るなど、指導員の資質の向上に努めました。（学校教育課）</p>	2	<p>①保育機能の強化、多様化に対応し、引き続き仕事と子育ての支援を行います。（子ども福祉課）</p> <p>②民間保育園に対し、保育内容の充実及び向上のため、引き続き財政支援を図ります。（子ども福祉課）</p> <p>③地域ボランティア等による体験活動の機会を増やし交流を広げていく。 子どもが利用したいと思うプランづくりに努めていきます。 放課後子どもプランにおける指導体制の充実と更なる強化に努めます。 また就学児童が放課後等を安全・安心に過ごす多様な体験・活動ができるよう努めていきます。 （学校教育課）</p>
②	「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」等に基づく高齢者福祉の充実	介護福祉課	A	<p>①安否確認を兼ねた高齢福祉サービス実績 ・緊急通報システム 261世帯 （H26度申請数 49世帯） ・配食サービス 138人 （H26度申請数 69人） ・愛の定期便（ヤクルト配布） 321人 （H26度申請数 86人）</p> <p>上記の安否確認を兼ねた高齢福祉サービスの実施に加え、民生委員や包括支援センター、また訪問介護事業所等と連携を図り、高齢者の見守り活動に努めました。特に独居高齢者に関しては、消防署とも連携し、月1回はいずれかの者が必ず訪問を実施し安否確認を行う体制を整えました。（介護福祉課）</p>	2	<p>引き続き高齢福祉に携わる組織や事業所との連携を図り、高齢者の見守りの強化や高齢福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>また、高齢福祉サービスを更に浸透させるため、広報紙等を利用し市民に福祉サービスの内容を周知し、利用者の増加を図ります。（介護福祉課）</p>

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定	
			実施状況	取組の実績	取組評価		
③	「小美玉市障がい者計画・障がい福祉計画」等に基づく障がい者福祉の充実	① 福祉サービスの充実 ・障がいの程度や個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。	社会福祉課	A	①障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第3次小美玉市障がい者計画・第4期障がい福祉計画（H27～29）」の策定をはじめ、ライフステージの課題やニーズに応じた障がい福祉サービスの利用支援等を行うため、サービス利用者に対する計画相談支援の全件導入に取組みました。また、児童福祉法に基づく障がい児相談支援の全件導入とともに、障がい児通所支援の利用拡大に取組み、障がい児支援の強化を図りました。（社会福祉課）	2	①「第3次小美玉市障がい者計画・第4期障がい福祉計画（H27～29）」に基づく障がい者施策の一層の推進を図り、引き続き、障がい福祉サービス等の充実に努めます。（社会福祉課）
④	子育てや介護を支えるネットワークの整備	① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。 ② 子育てグループ、託児ボランティア等、活動団体への支援 ・子育てボランティアを担う人材を育成し、活用に向けて登録制度を設けます。また、保育や子育て、青少年健全育成等に関わる活動団体の情報収集に努め、市民への情報提供を積極的に行う等活動の支援を行います。 ③ 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。	健康増進課 子ども福祉課 社会福祉課 介護福祉課	A	①乳幼児と保護者を対象に、育児不安の解消と親子の交流の場として「育児相談」「10か月児相談」を実施しました。「育児相談」実施回数：12回 参加者数：797人 「10か月児相談」実施回数：12回 参加者数：650人（健康増進課） ①「子育て広場」等を開催し、子育て親子の交流の場の提供・子育てに関する相談等を行い、子育て中の保護者の不安を解消し、安心して子育てができる交流の場を提供しました。（子ども福祉課） ③社会福祉協議会へ委託し、「介護者のつどい」として年間3回実施しました。介護の技術や知識を習得するため、健康講座や福祉機器の見学会を実施しました。また、介護者同士の交流や情報交換、リフレッシュを図るため、日帰り旅行や観劇も実施しました。 H26度利用者数 76人（介護福祉課）	2	①引き続き育児不安の解消、親子の交流の場として内容の充実を図ります。（健康増進課） ①引き続き、「子育て広場」等を開催し、育児に関する情報提供や相談指導を充実させ、親同士の交流の場を提供し、安心して子育てができる環境の場の整備に努めます。（子ども福祉課） ③要介護者を自宅で介護している市民の身体的及び精神的疲労を少しでも軽減させるため、引き続き社会福祉協議会へ委託し事業を実施していきます。 目標参加者数 90名（介護福祉課）
⑤	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	① 育児・介護休業法の普及・啓発 ・育児・介護休業法の周知に努めます。また、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場づくりを事業者、労働者に働きかけるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 ② 「小美玉市子育て応援企業登録制度」の周知 ・仕事と子育てや介護を両立するため、多様で柔軟な働き方を選択できるような積極的に取り組む企業の登録制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ③ ファミリー・フレンドリーの表彰、紹介 ・優れた取組を推進する企業はモデルケースとして表彰し、広報紙等でその取組を紹介します。	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	①市内の企業等へ出向き、制度の周知に努めました。登録企業には登録証とマークを交付しました。（子ども福祉課） ①実績なし（商工観光課・市民協働課） ②市で登録されている子育て応援企業の中で、特に優れた取り組みを推進している企業を「茨城県子育て応援企業表彰」に推薦し、受賞しました。また、受賞した企業について広報誌にて紹介しました。 部門：仕事と子育て両立支援 優秀賞：いばらきコープ生活協同組合 奨励賞：社会福祉法人 聖隷会 奨励賞：株式会社 清司工務店 部門：子育て家庭応援 奨励賞：いばらきコープ生活協同組合（子ども福祉課）	2	①企業訪問等により、制度の周知と啓発に努めます。（子ども福祉課） ②引き続き、優れた取組を推進する企業の推薦と広報誌等での紹介を行います。（子ども福祉課） ②市企業連絡協議会の事業を利用した周知活動に努める（商工観光課）

基本目標Ⅲ 生活環境を整備する
重点目標1 子育て、介護環境の整備・充実

施策の方向性 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 高齢者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 高齢者の生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をし、交流機会を拡大するため、老人クラブやボランティア団体の活動を広報紙等で紹介し、参加を促進します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 <p>② 男性高齢者のための料理教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性高齢者が自立して生活できるよう、生活技術を身につける機会を提供します。 	介護福祉課 健康増進課	A	<p>①市ではH27.3.31現在、68の老人クラブが連合会に加入し、各々の地区で社会奉仕活動（ボランティア活動）や健康増進活動（スポーツ大会参加等）に取り組んでおり、交流を図りながら積極的な生きがいづくりの活動に取り組んでおります。</p> <p>また、本年度は110の行政区で敬老会が実施され、8,506人の敬老対象者の方が参加し地区の友人や若い世代の方々と交流を楽しみました。</p> <p>しかし、各クラブの会長や区長と連携し、地区に住む高齢者に活動参加を促進してはいますが、活動を広報紙に掲載し紹介するまでには至っていません。</p> <p>高齢者が活動しやすい環境整備（地区グラウンドや公民館の整備）については、各会長・区長に一任しています。（介護福祉課）</p> <p>②男性高齢者のための料理教室等は自主教室として、月1回継続実施しました。また、各種教室に参加された男性高齢者に調理実習や講話を通して、自立した生活ができるよう情報提供しました。（健康増進課）</p>	2	<p>①引き続き高齢者が安心して生きがいづくりに参加できる様に、老人クラブの活動や敬老会事業の更なる活性化に向けて各会長や区長と連携を図っていきます。</p> <p>また、特記すべき活動が報告された場合、広報紙への掲載も検討します。（介護福祉課）</p> <p>②引き続き、自主教室として継続実施します。また、高齢者の他、若い世代も含め料理教室を開催できるよう検討します。（健康増進課）</p>
② 障がい者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 地域生活支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会的自立に向けて、移動やコミュニケーション支援、地域活動支援センターの機能強化、更生訓練費の支給等、地域生活支援事業を実施します。 	社会福祉課	A	<p>①新たに追加された必須事業に取組むとともに、障がい者等の日常生活及び社会生活を支援するため、以下の地域生活支援事業を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理解促進研修・啓発事業【新規】 講演会等の開催：2回 ○相談支援事業 委託事業所：4事業所 ○成年後見制度利用支援事業 ○意思疎通支援事業 手話通訳者派遣回数：21回 ○日常生活用具給付等事業 給付件数：953件 ○手話奉仕員養成研修事業【新規】 登録手話奉仕員：10人 ○移動支援事業 延利用時間：102時間 ○地域活動支援センター機能強化事業 委託事業所：7事業所 ○日中一時支援事業 延利用回数：1,831回 ○自動車運転免許取得助成事業 ○自動車改造助成事業 ○巡回支援専門員整備事業 ○成年後見制度普及啓発【新規】 ○障害者虐待防止対策支援【新規】 (社会福祉課) 	2	<p>①引き続き、地域のニーズや実情に応じた地域生活支援事業の各種事業の充実を図ります。 (社会福祉課)</p>

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
③	公共施設におけるユニバーサルデザイン※1の導入	企画調整課 都市整備課	A	<p>①市内の都市公園4ヶ所、小川駅バスロータリー施設の他に、新に宮田防災公園へオムツ替えベッド等を備えた多目的トイレを設置しました。(都市整備課)</p> <p>①市役所、四季健康館、みの〜れ、保健センター等においてベビーベッドや多目的トイレを設置しています。(企画調整課)</p> <p>②かしてつバス、市内循環バスにはノンステップバスを導入しています。また、バスの走行位置や到着時刻などの情報を携帯電話やインターネット等を通じて利用者に提供するバスロケーションシステムを導入しています。(企画調整課)</p>	2	<p>①②すべての人が安心、安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた都市施設の整備を進めます。(都市整備課)</p> <p>①子ども連れの利用者に配慮したオムツ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めていきます。</p> <p>すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた環境づくりを進めます。(企画調整課)</p>
④	多様な福祉サービスの展開	子ども福祉課 社会福祉課	A	<p>①「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めました。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めました。(子ども福祉課)</p> <p>②障がい者の住宅改修や難病患者への福祉見舞金等の助成制度をはじめ、障がい者に対する福祉制度については、市ホームページへの掲載や広報紙の活用を図るとともに、「障がい福祉のしおり」の作成による情報提供を行いました。(社会福祉課)</p>	2	<p>①引き続き、多様化する家庭の形態に対応し、安定した生活が送れるよう相談員と行政が情報を共有し、相談体制の充実に努めます。(子ども福祉課)</p> <p>②引き続き、障がい福祉施策及び各種助成制度について、情報提供を図ります。(社会福祉課)</p>

施策の方向性 ①働く場における男女平等の推進

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。	市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課	A	①実績なし（子ども福祉課） ①実績なし（商工観光課） ①男女雇用機会均等法についてのパンフレットを市役所窓口コーナーに設置し、配布を行いました。（市民協働課）	2	①実施予定なし（子ども福祉課） ①パンフレット・リーフレットを活用し啓発に努める（商工観光課） ①引き続き、男女雇用機会均等法等、法制度の周知に取り組みます。（市民協働課）
② 相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性に考慮し、窓口の一本化を図ります。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての周知活動 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口や相談業務について市民への周知活動を行います。	市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課	A	①実績なし（子ども福祉課） ①雇用・就労における一元的な相談をハローワークと連携し行った（商工観光課） ②ハローワークやレイクエコーからの情報については、市役所相談コーナーを設置しチラシなどで情報提供を行った（商工観光課・市民協働課）	2	①実施予定なし（子ども福祉課） ①引き続き、ハローワークと連携し市民への周知に努める（商工観光課） ②引き続き、市役所内に情報提供コーナーを設置し周知に努める（商工観光課）

施策の方向性 ②多様な働き方への支援

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。 また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。	市民協働課 子ども福祉課 農政課 商工観光課	A	①実績なし（子ども福祉課） ①パートタイム労働法、改正労働者派遣法等のパンフレットについて、市役所窓口コーナーに設置し、配布を行いました。（商工観光課・市民協働課）	2	①実施予定なし（子ども福祉課） ①パンフレット・リーフレットを活用し啓発に努める（商工観光課・市民協働課）
② 職業能力の向上	① 各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象として、県や関連機関との連携をとりながら、PCスキルやビジネスマナー等、就労の場に必要なことを習得する講習会を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	①県や関連機関、ハローワーク等の実施する講習会について、チラシの配布や広報紙等に掲載しました。（子ども福祉課） ①県のスキルアップ事業（センスアップセミナー、ライフプランニング講座、パソコン講座等）について、市ホームページへの掲載やチラシの配布を行いました。（市民協働課） ②県やハローワークが実施する講習会等について、チラシ配布や広報紙へ掲載するなど周知に努めた（商工観光課）	2	①②引き続き、県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めていきます。（市民協働課・子ども福祉課・商工観光課）
③ 就労形態の多様化	① 起業に向けた支援 ・起業を考えている人を対象としたセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO※1、コミュニティ・ビジネス※2等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	市民協働課 商工観光課	A	①県事業の「女性のための創業支援セミナー」開催について、チラシを市役所において配布を行いました。（市民協働課） ②「女性のための創業支援セミナー」には、創業体験談や起業に向けた相談会等が組まれています。（市民協働課） ①②実績なし（商工観光課）	2	①②県や関連機関が行う起業や新しい就労形態についてのセミナーへの参加について、チラシの配布や市ホームページ等での情報提供を行います。（市民協働課・商工観光課）
④ 事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・完全週休二日制の導入や年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象とした講習会の開催やパンフレットの配布を行います。	市民協働課 子ども福祉課 商工観光課	A	①県や関連機関等の実施する講習会について、チラシの配布や広報紙等に掲載しました。（子ども福祉課・市民協働課） ①市企業連絡協議会の事業の中で、市内各企業に対し啓発活動を実施した（商工観光課）	2	①引き続き、県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めていきます。（子ども福祉課） ①引き続き、県やハローワークが実施する講習会等の情報提供に努める（商工観光課） ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関するような講習会、講演会等の開催にあたっては、広報紙や市ホームページほか、事業所にもチラシを送付するなど、積極的な広報活動を行います。（市民協働課）

施策の方向性 ③農業・自営業者等への意識啓発

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
①	経営や方針決定への参画促進	農政課 商工観光課	A	①実績なし（商工観光課） ①空のえきそ・ら・らチャレンジショップにて、農家の女性が自ら生産する農産物を加工、販売する「ままちゃん'Sばあ」が開業した。農家の女性2名が経営主体となり、営農類型が異なる農家女性を集い、6次産業化の実現に努めた。（農政課）	2	①②県や関係期間と連携しながら経営に関する情報提供に努めます（商工観光課） ①農政課主管「小美玉地域再生協議会」において、地元農家女性の6次産業化の支援を実施するため茨城県農林振興公社より「6次産業化プランナー」の派遣を受け、商品開発及び経営指導を行うとともに、チャレンジショップから独立し、各々が所有する加工所から生産、販売までの過程を確立します。（農政課）
②	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	農政課 商工観光課	C	①実績なし（商工観光課）	3	①県や関係期間と連携しながら経営に関する情報提供に努めます（商工観光課）
③	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	農政課 農業委員会	A	①女性が農業担い手として活躍できる環境づくりの推進について、市長に要望した。（農業委員会）	2	①家族経営協定制度の啓発を行い締結を推進していきます。（農業委員会）
④	農業委員への女性の登用	農政課 農業委員会	A	①改正農業委員会法の施行にあわせて女性の農業委員を選任する。（農業委員会）	2	①平成28年度から選任の方法が新制度になるため、女性農業委員の登用を進めます。（農業委員会）

施策の方向性 ①生涯を通じた健康保持の支援

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）についての啓発 ・母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、広報活動を展開します。	健康増進課 子ども福祉課	A	①「ハローベビー教室」の「育児編」の中で母性保護に関連し避妊法を含めた家族計画について指導を行っています。また、特定不妊治療補助金について、平成26年度66件の補助を行いました。（健康増進課） ①実績なし（子ども福祉課）	2	①引き続き、教室内で母性保護に関する啓発を行います。 特定不妊治療について、1回10万円を上限に年2回まで通算5年補助を行います。（健康増進課） ①実施予定なし（子ども福祉課）
② 性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒や保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	A	①思春期の子の保護者等による相談について、家庭児童相談室の相談員等による相談業務を行っています。また、相談員等についても、積極的に研修に参加し、資質向上に努めました。（子ども福祉課） ①小学校では学級活動の時間を中心に「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」という内容の中で、児童の実態を踏まえた性教育を行いました。また、中学校においては特別活動の時間の指導の他に、外部講師を招いて講演会を行うなど、より積極的な指導を行いました。（学校教育課・指導室） ②中学校では養護教諭が相談窓口となるものが多く、保健室だより等を通して生徒へのPRを行っています。また、県の相談窓口については、年度初めにパンフレットを児童生徒全員に配布し活用を促しました。（学校教育課・指導室） ②青少年相談員活動として、県主催研修会・ブロック研修等に参加し、「子どもの心がわかりますか？」・「親が変われば子どもも変わるー子どもは育てたように育つー」などの講演をとおして、相談員としての資質向上に努めました。（生涯学習課）	2	①引き続き、家庭児童相談室のPRと相談員等の資質の向上に努めます。（子ども福祉課） ①引き続き、児童生徒の実態に基づく性教育を計画的に行っていきます。（学校教育課・指導室） ②思春期の生徒を対象とした相談窓口等についてもPRを行います。（学校教育課・指導室） ②各研修会・講演会等へ積極的に参加し、相談員としての資質向上に二努めます。（生涯学習課）

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
③	母子保健事業の拡充	健康増進課	A	<p>①妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳の交付と併せて14回分の妊婦健診受診票を交付し、健診費用の負担軽減をはかりました。</p> <p>延受診者数：4,487人</p> <p>②母子健康手帳交付時、妊娠届出書の情報を基に喫煙飲酒に関するパンフレットを配布、妊婦の保健指導を実施しています。</p> <p>ハローベビー教室：参加延人数127人</p> <p>③「出生連絡票」を基に助産師保健師による乳児全戸訪問を実施しました。</p> <p>全戸訪問率：96.3%</p> <p>各種健診未受診者に対して、通知及び電話訪問等で受診勧奨を行いました。</p> <p>平均受診率：94.8%</p>	2	<p>①妊婦健診について引き続き公費負担を行います。</p> <p>②「ハローベビー教室」では引き続き全12回のうち6回を休日開催とし、参加しやすいように配慮し実施します。</p> <p>③引き続き乳児全戸訪問、乳幼児健診について指導の充実を図り実施します。</p>
④	健康意識の向上、健康管理の充実	健康増進課	A	<p>①子宮・乳がんを含む各種健診の実施</p> <p>子宮・乳がん検診時、20～60歳のクーポン年齢対象者、又希望の方に、骨密度測定を実施。骨量低値の方に対し管理栄養士による栄養指導や保健師による生活指導を実施しました。</p> <p>・子宮がん検診：日数30日 受診者2,556人 医療機関検診 受診者 239人</p> <p>・乳がん検診：日数27日 受診者マンモ1,363 超音波1,464人 医療機関健診検診 視触診110人 マンモ129人 超音波103人</p> <p>骨密度測定：日数6日 実施人数280人</p> <p>②広報紙、年間予定表等による各種健診の周知を行い、広く受診勧奨ができましたが、乳幼児健診の場を利用した受診啓発や就業の場における健康保持への支援までにはいたらなかった。また、こころの相談を3か所の保健センターにて定期的に開催し精神的な不安や悩みの相談に対する支援を行いました。</p>	2	<p>①H27年度も、子宮・乳がんクーポン年齢対象以外の方にも、医療機関における個別検診を受診可能とし、働き盛りの若年層の受診者数拡大を図ることで、生活習慣病予防に対する支援を行います。</p> <p>骨密度測定につきましては、今年度より、骨粗しょう症検診を年2回、20～70歳の5歳刻みのふしめ年齢を対象に、その他希望者にも実施します。又、検診結果説明会時にも実施し、骨量低値の方に対しては管理栄養士による栄養指導及び保健師による生活指導等を実施し、再測定日を設け健康管理への自覚を高めるよう支援します。</p> <p>②広報紙、年間予定表等で広く周知活動を行うとともに、若い母親たちが集う各種乳幼児健診の場を利用し、受診啓発を行うため、チラシを作成していきます。</p>

施策の方向性 ②あらゆる人権侵害・暴力の根絶

施策		施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
				実施状況	取組の実績	取組評価	
①	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	① 講習会の開催、パンフレットの配布・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。	市民協働課 子ども福祉課	A	①被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのか周知するために、DVやセクハラ防止関係のパンフレットを市役所ほか施設の窓口に設置しました。(市民協働課) ①実績なし(子ども福祉課)	2	①引き続き、DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動に努めます。また、イベント時に相談窓口を案内した啓発用品の配布を行います。(市民協働課) ①実施予定なし(子ども福祉課)
②	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	① 男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直しや企業や団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディア・リテラシー※3教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善すべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。	市民協働課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	A	①男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入について検討しました。(市民協働課) ②小学校中学年から始まる総合的な学習の時間では、コンピュータを利用した学習活動が多く取り入れられ、学年段階が上がるとともにその利用の幅も広がっています。児童生徒はメディアから情報を主体的に取り入れることができるようになってきていますが、入手した情報を目的に応じて活用したり、客観的に読み解いたりする力はまだまだ十分ではありません。(学校教育課・指導室) ②家庭教育学級事業の各学級なかで、「ネット社会への恐ろしさ・危険回避の方法について」・「薬物乱用防止について」の講演を取り入れ学びました。(生涯学習課)	2	①引き続き、男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入について検討します。市が発行する印刷物等については、男女共同参画や人権擁護の視点に立ち、表現等には十分に配慮します。(市民協働課) ②インターネットや携帯電話でメディア・リテラシーを普及していけるよう、生涯学習の場において意識付けを図っていきます。(生涯学習課) ②学校教育では情報教育機器を積極的に活用し、課題である「入手した情報を目的に応じて活用したり、客観的に読み解いたりする力」をつけるよう努めます。(学校教育課・指導室)
③	相談体制の整備	① 被害を訴える場(相談窓口)の周知活動 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときにどこで被害を訴えればよいかについて、広報紙やパンフレット、市ホームページ等から情報提供を行います。 ② 被害者が相談をしやすい環境づくり ・相談場所や時間、相談方法にも柔軟に対応し、被害者が相談をしやすいよう配慮します。	市民協働課 社会福祉課 子ども福祉課	A	①障がい者虐待に関する正しい理解と防止策に関する情報提供などを行いました。(社会福祉課) ①被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めました。 H26年度 相談回数223回(子ども福祉課) ②障がい者虐待防止センター(社会福祉課)及び障がい者相談支援事業所(委託)に専門職を配置し、障がい者等に対する虐待防止、早期発見及び権利擁護のために必要な相談援助に努めました。(社会福祉課) ①市をはじめ、国や県、関連機関などの相談窓口についてパンフレットを市役所ほか施設の窓口に設置しました。(市民協働課)	2	②引き続き、障がい者虐待の防止や通報義務の周知、その他早期発見のための体制の充実を図ります。(社会福祉課) ②引き続き、被害者が安定した生活を送れるよう相談員・関係機関と情報を共有しながら、相談体制の充実に努めます。(子ども福祉課) ①引き続き被害を訴える場(相談窓口)の周知活動を行います。(市民協働課)

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
④	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	社会福祉課 子ども福祉課 市民課 学校教育課 指導室	A	<p>①被害者の安全確保のため、各種福祉制度の利用支援及び緊急一時保護等の対応がとれるよう、関係機関等との連携等、権利擁護のために必要な援助を行いました。(社会福祉課)</p> <p>①被害者が保護を求めた時点から、県配偶者暴力支援センター(婦人相談所)と連携をとりながら被害者の安全確保に努め、必要に応じて一時保護を行いました。 H26年度 相談件数 12件、一時保護 2件 (子ども福祉課)</p> <p>②被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じて施設入所等の保護を行いました。(子ども福祉課)</p> <p>③被害者からの支援措置申出により、警察署の意見書、茨城県福祉相談センター(婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)、子ども福祉課(家庭児童相談室)の状況確認に基づき、DV等の加害者に所在を知られないようにするため、戸籍、住民票、附票の写し等の交付制限を行いました。住民基本台帳事務における支援措置申出件数 9件(市民課)</p> <p>③DV被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、個人情報保護条例等に則り、関係部署・機関等との連携を図りながら、厳重に管理しております。(学校教育課・指導室)</p>	2	<p>①②引き続き、被害者から相談・保護依頼があった場合警察・県配偶者暴力支援センター(婦人相談所)と連携し、被害者の身の安全確保及び保護に努めます。(子ども福祉課)</p> <p>②虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護をはじめ、適切な生活支援等を行うため、関係機関や民間団体等との連携強化と協力体制の整備を図ります。(社会福祉課)</p> <p>③引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。(市民課)</p> <p>③引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。(市民課 学校教育課・指導室)</p>
⑤	DV対策に向けた庁内の連携	子ども福祉課 市民協働課	A	<p>①個別ケースごとに被害者の具体的な支援策について、関係所管と協議・検討及び調整を行いました。(子ども福祉課)</p>	2	<p>①引き続き、関係所管と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めます。(子ども福祉課)</p>
⑥	担当職員の資質向上	子ども福祉課 市民協働課	A	<p>①母子・父子自立支援員関係研修会や家庭相談員研修会に支援員・相談員等を積極的に派遣しました。(子ども福祉課)</p>	2	<p>①引き続き、支援員・相談員の資質の向上を図るため、研修会等へ積極的に派遣します。(子ども福祉課)</p>

基本目標Ⅳ 推進体制を整備する

重点目標 1 推進体制の整備

施策の方向性 ①計画の推進、進行管理体制の整備

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進会議（仮）の設置 ・計画を着実に推進するため、会議を継続的に開催します。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙等を通して市民に情報を公開します。	市民協働課	A	①小美玉市男女共同参画推進委員会を設置し、推進活動をおこないました。 ②計画の進捗状況を市の広報誌・ホームページで公開しました。（市民協働課）	2	①計画を着実に推進するため、男女共同参画推進委員会を開催します。 ②事業実施状況の取りまとめを行い、広報紙やホームページを通して、情報を公開します。（市民協働課）

基本目標Ⅳ 推進体制を整備する

重点目標 1 推進体制の整備

施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり

施策	施策の内容	担当課	実施状況及び担当課による自己評価			平成27年度事業予定
			実施状況	取組の実績	取組評価	
① 市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援 ・男女共同参画に関する自主的な取組を行う市民、事業者、民間団体の情報を把握し、団体間の協働等、活動の支援を行います。	子ども福祉課 市民協働課	A	①仕事と子育ての両立の推進や地域における子育て支援を実施する企業・事業所を「子育て応援企業」として登録し、取組について周知、支援を行いました。（子ども福祉課） ①職場や地域、家庭など、あらゆる分野における活動を通じて、男女共同参画の推進に功績のあった個人・団体・事業所に対して、県が表彰する「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行いました。（市民協働課）	2	①「子育て応援企業登録制度」について、企業や事業所等に周知を図るとともに取組について広報紙で紹介するなど、企業活動の支援を行います。（子ども福祉課） ①引き続き、「ハーモニー功労賞」の推薦の受付を行います。（市民協働課）
② 国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。	市民協働課	A	①国、県、近隣市町村の動向を踏まえながら、男女共同参画の施策に関する情報収集や研究に努め、市の施策に反映しました。（市民協働課）	2	①引き続き、国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集や研究に努めて、市の施策に反映していきます。（市民協働課）

（参考）

- ※1 SOHO：個人がインターネット等の情報技術を使い、自宅や小規模な事業所等で仕事をするをいいます。
- ※2 コミュニティ・ビジネス：市民が地域社会で必要とされているものを掘り起こし、それぞれが持つ技術等を活かして、必要性に合ったサービスを提供する自発的な活動のことをいいます。
- ※3 メディア・リテラシー：メディアが伝えるさまざまな事柄の意味や価値観を鵜呑みにするのではなく、主体的かつ客観的に読み解き、理解する能力。また、適切な手段で自分の考えを他者に伝達したり、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます